

建築基準法（以下「法」という。）第70条第1項の規定に基づき提出されました次の建築協定書について、法第73条第1項の規定により当該建築協定を認可しましたので、同条第2項の規定に基づき公告します。

その建築協定書は、法第73条第3項の規定に基づき、京都市都市計画局建築指導部建築指導課において一般の縦覧に供します。

平成25年12月17日

京都市長 門川 大作

1 建築協定の名称

京都市西京区桂坂にれのき北地区建築協定

2 申請者の氏名

酒井 信一

3 建築協定区域

京都市西京区御陵大枝山町4丁目3番地、4番地1、4番地2、5番地1、5番地2、6番地1及び7番地、御陵峰ヶ堂町1丁目3番地1から3番地13まで、4番地1、4番地2、4番地4から4番地12まで、5番地1から5番地13まで、6番地1から6番地13まで、7番地1、7番地3、7番地4、7番地6から7番地11まで及び8番地1から8番地6まで並びに3丁目3番地1から3番地7まで、3番地9、4番地1から4番地17、5番地1から5番地19まで、6番地1から6番地18まで、7番地1から7番地5まで、8番地1から8番地6まで、9番地1から9番地7まで、10番地1から10番地7まで、11番地1から11番地8まで、11番地10から11番地12まで、11番地14、12番地1から12番地18まで、13番地1から13番地21、14番地2から14番地9まで、15番地1から15番地8まで、16番地1から16番地13まで、17番地1から17番地10まで、18番地1から18番地8まで

4 建築協定区域隣接地

京都市西京区御陵大枝山町4丁目6番地2、御陵峰ヶ堂町1丁目3番地14、4番地3、7番地2及び7番地5並びに3丁目3番地8、6番地19、11番地9、11番地13及び14番地1

5 建築協定の事項

建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠及び建築設備

6 協定の期間

10年間

7 認可年月日及び番号

平成25年12月17日付け第13-003号

8 縦覧期間

京都市の休日を定める条例第1条に定める本市の休日を除く日の午前8時45分から午後5時30分まで(ただし、正午から午後1時までを除く。)

(都市計画局建築指導部建築指導課)